

農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 40 —



令和3年3月
編集・発行/
白子町農業委員会

『町の頑張る農業担い手集団』を皆さんに紹介します。

みんなの力で困難にうち勝つ『強い営農体制』を築いていく

農事組合法人 白子グリーンファーム

農事組合法人「白子グリーンファーム」は、年間を通じての生産・販売、従業員の通年雇用を可能とした大規模施設園芸による企業的経営を展開していくこととして、ミニトマトの水耕栽培に取り組んでいた農業者9名により平成元年7月に設立されました。水田農業構造改革対策事業を活用して、ガラス温室団地を建設しサラダ菜の生産を開始。さらに平成4年から5年にかけて、規模拡大を行い、現在も9,000坪の規模でサラダ菜及びサニーレタスの周年出荷を行っています。『たべたい菜』『おてごろ菜』の愛称で出荷を行っており、年間出荷量は約50万ケース 県下第1位の産地となっています。また、JAグリーンウェーブが建設されたことを契機として、トマト栽培の規模拡大を図り、平成10年に水耕トマト栽培のガラス温室を建設し大玉トマト栽培にも取り組んでおり、水耕栽培施設園芸のプロフェッショナル集団として、本町の農業振興に多大な功績をあげています。



「設立から30年が過ぎたが、年月の流れがとても早かった。いろいろなことを組合みんなで話し合ってきたことが、今、大きな財産になっている。」と、現在、組合長を務める、今関 勝巳さんは、そう話します。「現在のコロナ禍による被害もそうだが、最近の台風等による農業被害も想像を超えるものとなっている。しかし、こうした時こそしっかりと大地に根を下ろし、困難にうち勝つ強い営農体制を築き、これからも白子の農業を盛り上げていきたい。」と、続けて話してくれました。



【一面に広がるサラダ菜 県下第1位の産地】



【施設強靱化(防風ネット設置)にも取り組む】

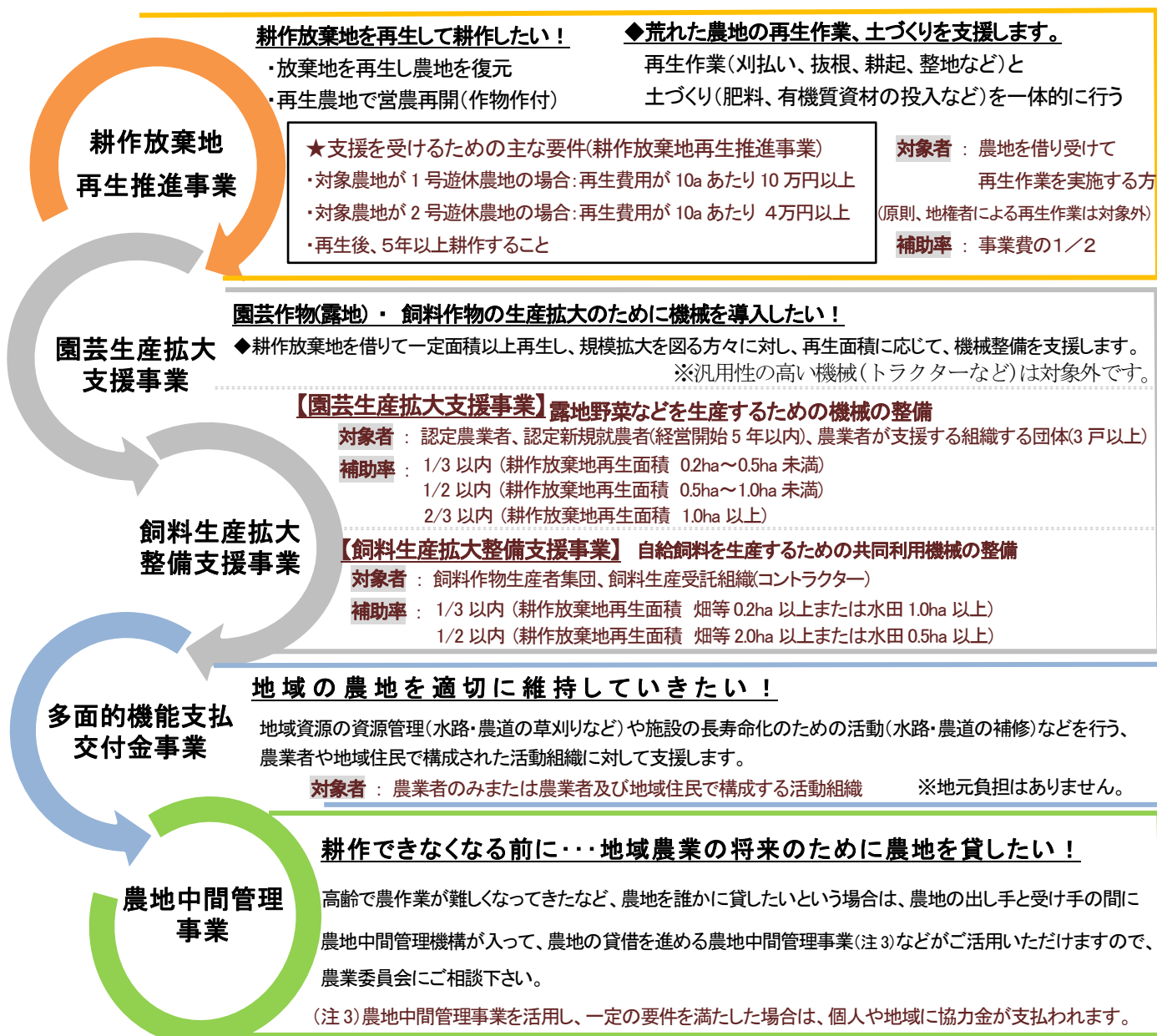
○ 遊休農地を解消し、限りある農地資源を有効利用しましょう！

農業委員会は、毎年 1 回、農地の利用状況を調査して遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導に取り組み、遊休農地と判断された農地所有者等に対し利用意向調査を実施しています。町内の遊休農地は、平成 24年の調査で、約 59.0ha、全農地面積の4.0%ありましたが、令和 2年の調査の結果、約 25.9ha、全農地面積の2.0%で、この8年間で約 33.1ha と大きく減少しています。(令和6年3月遊休農地解消目標面積 22.7ha)

遊休農地は、火災や不法投棄、病害虫の発生原因となり、隣接農地の営農や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があり、また雑草の繁茂等で美しい農村景観が損なわれてしまいます。

町では、遊休農地対策として、草刈機(バロネス、スライドモア)の貸出や、遊休農地を解消した際に補助金交付を実施しています。その他にも5年以上の耕作が見込まれる場合など、一定の要件を満たした取組について支援が受けられますので、遊休農地の解消に各種支援の活用を検討される方は産業課や農業委員会にご相談下さい。

遊休農地の解消に一定の要件を満たした取組みについて下記支援が受けられます。



農地に係る相談は、それぞれの地域の農業委員・推進委員、または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

白子町農業委員会事務局 0475(33)2115